

指定給水装置工事事業者申請時確認書

受 付 印

指定番号

氏名又は名称

㊞

郵便番号、住所

〒

代表者氏名

電話番号

1. 松原市上下水道部等が実施している指定給水装置工事事業者講習会（日本水道協会大阪府支部主催の研修会をいう。）の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： 可 ・ 不可 ）
年 月 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由 ※非公表）

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）	（公表： 可 ・ 不可 ）
休業日：	営業日：
営業時間：	修繕対応時間：
対応工事種別（新設・修繕等）：該当部に全て○をつけて下さい。（公表： 可 ・ 不可 ）	
配水管からの分岐～水道メーター（新設 ・ 改造：口径変更を含む）	
水道メーター～宅内給水装置（改造 ・ 修繕）	
付属給水設備の修繕（受水槽・直結増圧装置等）	（ 可 ・ 不可 ）
住宅開発等による開発地内への配水管布設工事	（ 可※ ・ 不可 ）
※許可行政庁からの建設業許可通知書の写しを添付願います。	
その他	（公表： 可 ・ 不可 ）

※ 公表とは、ホームページ等への掲載を含みます。（公表について可とされた項目のみ）

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに松原市上下水道部に届け出るようお願いします。

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

項目2. 対応工事種別内の「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合、チェックしてください。□

その場合、下表の記入は任意です。

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピーしてください。

記入例

住民票・登記事項証明書
の記載とおりに記入

指定給水装置工事事業者申請時確認書

受 付 印

指定番号

氏名又は名称

〒
便番号、住所

代表者氏名

電話番号

印

1. 松原市上下水道部等が実施している指定給水装置工事事業者講習会（日本水道協会大阪府支部主催の研修会をいう。）の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： 可 ・ 不可 ）
〇〇年 〇〇月 〇〇日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由 ※非公表）

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： 可 ・ 不可 ）
休業日：日・祝日 営業日：平日・土曜
営業時間：9：00～17：00 修繕対応時間：9：00～17：00
対応工事種別（新設・修繕等）：該当部に全て○をつけて下さい。（公表： 可 ・ 不可 ）
配水管からの分岐～水道メーター（新設・改造、口径変更を含む）
水道メーター～宅内給水装置（改造・修繕）
付属給水設備の修繕（受水槽・直結増圧装置等）（可・不可）
住宅開発等による開発地内への配水管布設工事（可※・不可）
※許可行政庁からの建設業許可通知書の写しを添付願います。
その他（公表： 可 ・ 不可 ）
（特記事項あれば記載してください）

※ 公表とは、ホームページ等への掲載を含みます。（公表について可とされた項目のみ）

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに松原市上下水道部に届け出るようお願いします。

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名	研修会名、実施団体	受講年月日
〇〇 〇〇	給水工事振興財団 e-ラーニング	〇〇年〇〇月〇〇日
△△ △△	給水工事振興財団 現地研修会	〇〇年〇〇月〇〇日
□□ □□	自社内研修 〇〇に関する業務研修	〇〇年〇〇月〇〇日

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容の記載もしくは資料を添付してください。

e-ラーニング研修を受講された場合は、技術者証もしくは修了証の写しを添付してください。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピーしてください。

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

項目2. 対応工事種別内の「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合、チェックしてください。□

その場合、下表の記入は任意です。

過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
○○ ○○	○	○	配管工、配管技能士等	
△△ △△	○	×		

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピーしてください。